防災を考える

能登半島地震直後の１月11日、嵐山町ご出身の中島努ご夫婦が嵐山町役場を訪れ、旅行先で起きた壮絶な被災体験を今後の町防災政策等に役立てばと語ってくれました。
今回は、中島ご夫婦の体験談と合わせ、災害時（地震）の事前対策について紹介します。

旅行先能登における被災体験を語る

中島さんは被災した際、ご自身の持つアウトドア系の資格が役に立ったとのことでした。

＜中島努さんの持つ主な資格＞
- アウトドアインストラクター
- スイフトウォーターレスキューテクニシャン
- 日本ラフティング協会　シニアガイド
- 普通救急救命講習　修了済

中島ご夫婦は、家族旅行で能登半島に、令和５年12月31日から３泊４日の予定で訪れました。旅行２日目の１月１日に観光で訪れた道の駅に滞在中、災害に遭われ、最終的に６日間の被災生活を経験されました。

中島ご夫婦の体験談の中で特に印象的だったのは、「生活用水」です。特にトイレ事情は衝撃的でした。現地では断水によりトイレは水が流れないので、排泄物が溜まっていく一方。悪臭のする中で、現地の方がゴム手袋で回収し、掃除をしていたそうです。被災中の生活用水の問題はさかんにマスコミでも報道されており、被災地に派遣された埼玉県職員は１月17日の埼玉新聞で「行く前は飲料水がないと生きていけないという思いが強かったが、生活用水がない中でのトイレ事情。水の概念が変わった」と、中島ご夫婦と同じ思いを語っています。

また、中島さんは避難所において被災者間でリーダーシップを発揮できる人材の重要性も語ってくれました。

最後に、「皆さんが考えたり予想している以上に現実は地獄です。生半可な正義感やボランティア精神で現地に行こうとしている人は今すぐ辞めてほしい。」とその惨状を生々しく語ってくれました。

家の中の地震対策

安全空間の確保

人の出入りが少ない部屋に家具をまとめる。

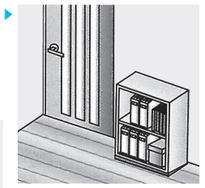

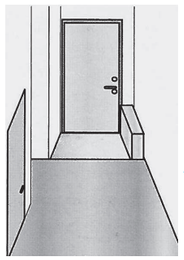

出入り口や廊下等。避難経路には、倒れやすい物を置かない。

就寝中の被災防止

- 寝室や子ども部屋、高齢者のいる部屋には、転倒しやすい家具を置かない。
- 枕元に靴、懐中電灯、笛等を入れた防災袋を用意する。

家具の転倒防止

家具と天井の間にポール式器具を挟み、家具を固定する。

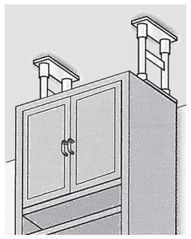

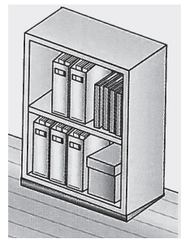

家具の下にストッパー式器具を差し込み家具を壁側に傾斜させる。

黄色タオルで災害時に無事を知らせてください

家にいる家族が全員無事なら玄関先に黄色いタオルを掲げてください。

- 「うちは大丈夫!」を知らせる目印になります。
- 安否確認が迅速に行えることで、救助が必要な人を早く発見できます。

詳しくはハザードマップをご覧ください。
町ホームページからもご覧いただけます。

出典：嵐山町防災地図（令和４年３月作成）地域支援課、株式会社中央ジオマチックス

令和６年度の国民健康保険税率改正のお知らせ

問税務課　TEL0493-62-2153

２月号の広報にて、町民課より嵐山町の国民健康保険財政状況について掲載させていただきました。
持続可能な制度とするため、また、埼玉県内の国民健康保険税率の統一へ向けて令和６年度より段階的に、国民健康保険税率を見直します。ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

改　正　内　容

		令和5年度	令和6年度	増減
医療分	所得割	7.0%	7.0%	—
	均等割	27,000円	33,000円	+6,000円
支援分	所得割	2.2%	2.5%	+0.3%
	均等割	12,000円	14,000円	+2,000円
介護分	所得割	1.8%	2.1%	+0.3%
	均等割	13,000円	15,000円	+2,000円
合　計	所得割	11.0%	11.6%	+0.6%
	均等割	52,000円	62,000円	+10,000円

「所得割」は加入者の所得に対して税率をかけて計算するもので、「均等割」は世帯の加入人数（年齢問わず）に税率をかけて計算するものになります。

※「介護分」は40歳から64歳の被保険者（加入者）にのみ課税されます。

試算例 01

＜年金生活のご夫婦の場合＞
夫；72歳　年収：240万円（年金）　妻：70歳　年収：80万円（年金）

【改正前】

	所得割	均等割
医療分	60,900円	43,200円
支援分	19,100円	19,200円
介護分	—	—
合　計	80,000円	62,400円

年税額：142,400円

【改正後】

	所得割	均等割
医療分	60,900円	52,800円
支援分	21,700円	22,400円
介護分	—	—
合　計	82,600円	75,200円

年税額：157,800円（15,400円増）

※世帯収入等により税の軽減制度があるため、上記の増減額と一致しない可能性があります。

試算例 02

＜給与収入の3人家族の場合＞
夫；42歳　年収：300万円（給与）　妻：40歳　年収：50万円（給与）　子：3歳

【改正前】

	所得割	均等割
医療分	111,300円	54,000円
支援分	34,900円	24,000円
介護分	28,600円	20,800円
合　計	174,800円	98,800円

年税額：273,600円

【改正後】

	所得割	均等割
医療分	111,300円	66,000円
支援分	39,700円	28,000円
介護分	33,300円	24,000円
合　計	184,300円	118,000円

年税額：302,300円（28,700円増）

※世帯収入等により税の軽減制度があるため、上記の増減額と一致しない可能性があります。

令和６年度の税額が試算できます！

▼試算はこちらから

詳しくは、嵐山町ホームページまで※加入者の生年月日・収入を入力する必要があります。